

早めの申請を！介護保険負担限度額認定

介護保険の要介護認定を受けている人で、専門的介護、医学的管理下での介護や看護が必要な人は、施設サービス（介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの介護保険施設）や短期入所サービス（ショートステイ）が利用できます。

負担額は、介護サービス費用の1割、食費、居住費（滞在費）、理美容などの日常生活費です。食費と居住費は、国が【表1】のように、目安を設定。利用者の負担の上限額（以下負担限度額）は、利用者の状況に応じて【表3】のようになります。軽減を受けるには、市へ申請が必要です。施設サービスや短期入所サービスを利用する人で、【表2】に該当する場合は、段階に応じて食費と居住費の軽減を受けることができるので申請をしてください。また、平成25年度の負担限度額認定（認定証の色は緑色）を受けていた人の有効期限は6月30日で、5月下旬に更新申請の手続きを個別にお知らせしています。

平成26年度から新たに要件に該当する人や、同25年度から引き続き要件に該当し、更新申請が済んでいない人は、早めに申請をしてください。減額の対象となるのは申請した月の初日からです。新しい認定証が届いたら、施設に提示してください。

■問い合わせ先 介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

【表1】施設入所者の費用の目安（基準費用額）日額

施設	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設	
		介護療養型医療施設	短期入所療養介護
居住費 (滞在費)	ユニット型個室	1,970円	1,970円
	ユニット型準個室	1,640円	1,640円
	従来型個室	1,150円	1,640円
	多床室	320円	320円
食費	1,380円	1,380円	

*実際の食費と居住費（滞在費）の利用者負担額は、「利用者と施設の契約」によって決められるため、施設によって異なります

【表2】

利用者負担第1段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 生活保護を受けている人
利用者負担第2段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間に80万円以下の人
利用者負担第3段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人

【表3】

施設	介護老人福祉施設			介護老人保健施設		
	地域密着型介護老人福祉施設			介護療養型医療施設		
	短期入所生活介護			短期入所療養介護		
利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第1段階	第2段階	第3段階
居住費 (滞在費)	ユニット型個室	820円	820円	1,310円	820円	820円
	ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	490円	490円
	従来型個室	320円	420円	820円	490円	490円
	多床室	0円	320円	320円	0円	320円
食費	300円	390円	650円	300円	390円	650円

市から

お知らせ

海水浴期間中の交通混雑解消のためさつき松原車両通行止め

●期間 7月11日（金）～8月8日（金）

●区間 江口・市道光星原10号付近～上八交差点

9月18日「宗像市防災ホームページ」を開設

「防災知識と対策」や市内の危険な場所を示した「防災マップ」。クリックするだけでその土地の高さが分かる「災害高さマップ」

●対象車両 指定車や許可車、軽車両を除く全て
*詳細は問い合わせ先
■問い合わせ先
▽生活安全課 ☎(36)5050
▽宗像警察署 ☎(36)0110

「学校の日の」の道徳の時間、学級活動を公開

市では「学校の日」に、豊かな心を育む教育活動の推進として、道徳の時間や学級活動の授業を公開しています。7月10日（木）の公開は下表のとおりです。ぜひ見に来てください。
*年間予定表は市☎http://www.munakata.lg.jpに掲載

●公開日時 左表参照
■問い合わせ先 教育政策課 ☎(36)5099

道徳の時間	
学校名	開始時間
南郷小学校	14:10
日の里西小学校	14:15
自由ヶ丘中学校	10:55
学級活動	
学校名	開始時間
東郷小学校	14:10
赤間西小学校	14:10
玄海小学校	14:15
玄海東小学校	14:10
地島小学校	9:15
大島小学校	10:55
城山中学校	9:55 (2~4校時)
河東中学校	11:00
大島中学校	11:55

平成26年度介護保険料の納入（決定）通知書の納入（決定）通知書を7月中旬に65歳以上の第1号被保険者に郵送します。

普通徴収の人は、年間保険料額と各納期限までに納入する介護保険料の額を、特別徴収の人は、年間保険料額と各年金支給月に天引きされる介護保険料の額を通知書で確認してください。

介護保険料の額は平成25年中（平成25年1月～12月）の本人の所得状況や世帯の住民税課税状況に応じて実質10段階に分かれています。保険料の判定基準や計算方法など

は、納入（決定）通知書に記載していますので確認してください。

【普通徴収（納付書）の場合】
▽納付書で納める人
通知書に納付書を同封して郵送
▽口座振替の人
圧着式のハガキで通知書を郵送

*10月から年金天引きが開始になる人も含みます。この場合、9月までは普通徴収（納付書か口座振替）、10月以降は特別徴収（年金天引き）に切り替わります

●納入方法 1年間の保険料を7月から翌年3月までの9回の納期に分けて納入します。最新の金融機関や郵便局などで納めてください。口座振替も利用できます

【特別徴収（年金天引き）の場合】
▽圧着式のハガキで通知書を郵送
●納入方法 年金の定期支払時に保険料を差し引いて、年金保険者が市へ納入します。年金の受給額によって納め方が法律で決められているため、納入方法を普通徴収に変更することはできません

●徴収額の決め方（仮徴収・本徴収について）
4、6、8月に天引きされる介護保険料は、平成26年2月に天引きされた保険料と同額です。これを「仮徴収」といいます。10月以降は確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額が天引きされます。これを「本徴収」といいます。
来年度4、6、8月に天引きされる介護保険料（平成27年2月に天引き予定の介護保険料の額と同額）も、平成27年度の仮徴収分として併せてお知らせします（下表参照）

■問い合わせ先 介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

【表】〔例〕介護保険料第4段階（年額52,800円）の人の場合

年度	平成26年度						平成27年度		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
特別徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
介護保険料	8,000円	8,000円	8,000円	9,600円	9,600円	9,600円	9,600円	9,600円	9,600円
徴収区分	仮徴収			本徴収			仮徴収		
説明	平成26年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納めます。			平成26年度の年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて納めます。100円未満の端数は10月にまとめて納めます。			平成27年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納めます。		

介護保険料の納入（決定）通知書を7月中旬に発送